◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２３０号(H26. 1. 10)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝９件（１２月２７日～１月９日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）乗合バスの車内事故３
（４）タクシーが転落した事故
（５）タクシーが歩行者を撥ねた事故
（６）タクシーが歩行者と衝突した事故
（７）タクシーとワゴン車が衝突した事故
（８）タクシーと歩行者が接触した事故
（９）トラックの多重衝突事故
２．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
３．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
４．大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！（関東運輸局がプレスリリース）
５．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
６．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
７．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
８．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
９．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．重大事故等情報＝９件】（１２月２７日～１月９日分）

（１）乗合バスの車内事故１

１２月２７日（金）午後１時２０分頃、宮城県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客約５０名を乗せて運行中、バス停にて乗降扱い後、発車する際に乗客１名（女性、７７歳）が転倒した。

この事故により、当該乗客が胸推圧迫骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスの運転者は当該乗客の転倒に気がつかずに運行を続け、

当該乗客が降車するバス停にて申告があり判明した模様。

（２）乗合バスの車内事故２
１月６日（月）午前８時３５分頃、兵庫県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客約１５名を乗せて運行中、乗客１名（女性、８４歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が左橈骨遠端部骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客はバス停にて中央扉から乗車し、着席するまでの間に当該乗合バスが発車したため、その動揺により転倒した模様。

（３）乗合バスの車内事故３
１月７日（火）午後７時２５分頃、長野県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客３名を乗せて運行中、信号待ちで停車し発車したところ、乗客１名（女性、５４歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が左前腕骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は信号待ちの間に両替のため立ち上がったところ、当該乗合バスの運転者は気付かないまま発車したため、その動揺により転倒した模様。

（４）タクシーが転落した事故
１２月２８日（土）午後１１時５０分頃、愛知県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、約２メートル下の田んぼに転落した。
この事故により、当該タクシーの乗客と運転者の計２名が軽傷を負った。
事故当時、当該タクシーが橋の中央付近を走行中、路面が凍っていたため、後輪がスリップし、橋を過ぎたところの田んぼに転落した模様。

（５）タクシーが歩行者を撥ねた事故
１２月２９日（日）午後１０時４０分頃、宮城県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、歩行者を撥ねた。
この事故により当該歩行者が死亡した。
事故現場は、片側１車線の見通しの良い直線道路で、事故当時、当該歩行者は信号のない横断歩道を横断していた模様。

（６）タクシーが歩行者と衝突した事故
１月６日（月）午後８時５分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、道路に倒れた歩行者と衝突した。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故現場は、片側２車線の道路で、事故当時、横断歩道の無い場所を当該歩行者が渡ろうとしたところ、中央分離帯の縁石で転倒し、そこに走行中の当該タクシーが衝突した模様。

（７）タクシーとワゴン車が衝突した事故

１月７日（火）午前９時４５分頃、東京都において、都内の個人タクシーが乗客４名を乗せて運行中、ワゴン車と衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客４名と運転者の計５名及び当該ワゴン車に乗車していた乗員５名の合わせて計１０名が軽傷を負った。
事故当時、当該タクシーは交差点を直進で走行していたところ、対向車線から右折してきた当該ワゴン車と衝突し、当該ワゴン車が横転した模様。

（８）タクシーと歩行者が接触した事故
１月９日（木）午前１時４５分頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、横断歩道のない場所を飛び出してきた歩行者と接触した。
この事故により、当該歩行者は死亡した。
事故当時、当該タクシーが片側３車線の第３通行帯を走行中、横断歩道のない場所において、当該歩行者が右方向から飛び出してきたため急停止ししたが間に合わず接触した模様。

（９）トラックの多重衝突事故
１月６日（月）午前５時１５分頃、栃木県の高速道路において、トラックが大型トレーラに追突するなどの多重衝突事故が発生した。
この事故により、２トントラックの運転者及び４トントラックの運転者の２名が死亡した。
事故当時、大型トレーラに２トントラックが追突、さらに当該２トントラックに４トントラックが追突した。
また、２トントラックに積載していたガスボンベが散乱し、乗用車が乗り上げるなど、合わせて４台が絡む事故が発生した模様。

◇◇◇

覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

【５．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について】

平成２５年７月５日

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）では、旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも通達等を発出し、対策の実施をお願いしてきたところですが、そのような状況にも関わらず、引き続き運転者の健康面での問題に起因する事故が依然として発生している状況にあります。

具体的には、平成２５年７月１日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客３１名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客３名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。

また、平成２５年７月４日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客８名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客１名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者１名が死亡、交替運転者１名及び乗客１４名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

　また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇◇

ための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆